伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成 26 年 10 月 14 日告示第 193 号

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致(法第1条に規定する歴史的風致をいう。第5号において同じ。)の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、 第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第12回伊賀市歴史的風致維持向上協議会 関係者名簿(敬称略)

(委員)

氏	名	所属等	
菅原	洋一	三重大学 名誉教授	
浅野	聡	三重大学大学院工学研究科 教授	
松生	龍治	上野西部地区住民自治協議会 会長	
奥川	繁也	島ヶ原地域まちづくり協議会 副会長	
安本	秀男	阿保地区住民自治協議会 会長	
滝井	利彰	伊賀市文化財保護審議会 会長 (建造物担当)	
藤森	正也	三重県県土整備部都市政策課 課長	
林	幸喜	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課長	
		代理 伊藤 裕偉 三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	
		有形文化財班 班長	
山本	昇	伊賀市建設部 部長	
東	弘久	伊賀市産業振興部 部長	
中林	靖裕	伊賀市教育委員会 事務局長	

(オブザーバー)

氏	名	Pi	属等
嘉戸	重仁	国土交通省中部地方整備局建政部	都市調整官

(随行)

	氏	名	所属等	
Ī	加藤	祐也	三重県県土整備部都市政策課市街地整備班	主任

(事務局)

氏	名	所属等	
笠井	賢治	伊賀市教育委員会事務局文化財課 課長	
福島	伸孝	伊賀市教育委員会事務局文化財課 主幹	
堀川	敬二	伊賀市産業振興部中心市街地推進課 課長	
深尾	竜也	伊賀市建設部都市計画課 主幹	
福岡	一輝	伊賀市建設部都市計画課	